

地方独立行政法人宮城県立病院機構の保有する 資産に対する財産保険業務見積もり合わせに関する説明書

1 見積もり合わせを行う事項

- (1) 調達役務の名称
地方独立行政法人宮城県立病院機構の保有する資産に対する財産保険業務 1件
- (2) 調達役務の仕様等
本説明書及び仕様書による。
- (3) 見積もり合わせの方法
オープンカウンター方式による。

2 資格要件等

- (1) 法人の契約事務取扱規程第3条に定める資格を有していること。
- (2) 保険業法（平成7年法律第105号）第265条の37第2項に規定する損害保険契約者保護機構の会員であること。
- (3) 令和2年3月1日現在において、保険業法第130条、第202条、第228条及び第313条第1項の規定により金融庁長官が定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号）を満たすこと（ソルベンシー・マージン比率が200%以上であること）。
- (4) 宮城県内に直営の事故対応拠点（サービスセンター、損害調査拠点等をいう。）及び営業拠点がそれぞれ1か所以上あること。

3 手続に関する事項

- (1) オープンカウンター見積依頼及びオープンカウンター方式についての注意事項によるほか、次のとおりとする。ただし、「オープンカウンター方式についての注意事項」7の規定は適用しないので、見積者は見積もった契約希望金額そのものを見積書に記載すること。
- (2) 見積書の提出に当たっては、次の書類を併せて提出すること。（Eメール、FAXのほか郵送及び持参も可。ただし見積提出期限までに必着とする。）
 - イ 2（1）から（4）の事実を示す書類等（会社概要等のパンフレットやホームページ等によって広く公表されているもの。）
 - ロ 本件調達に係る仕様内容を履行できる約款及び特約条項等が分かる書類（本件仕様に関する部分を明示すること。）
- (3) 仕様書の内容等についての質問は、次のとおりとする。
 - イ 件名は「地歩独立行政法人宮城県立病院機構の保有する資産に対する財産保険業務に関する質問」とすること。
 - ロ 担当者が到達を確認した後に、質問者あてに到達確認の返信を行うので、当該返信を確認すること。
 - ハ 提出期限は、案件を公開した日から起算して2日目とする。
 - ニ 回答は、令和2年3月9日（月）までに法人ホームページに掲載し、回答内容は仕様書の追加または修正項目とする。
- (4) 契約書の様式については、落札者の定める保険証券の様式に従うものとし、落札者は、保険の約款、契約申込書等の必要書類を、落札決定後速やかに担当部署あて提出すること。